

長 建 協 発 第426 号
平成26年12月12日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。

これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針により、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が同法第7条第1項第1号に違反することが明確とされました。

国土交通省では、適正な予定価格の設定等について地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し要請していますが、今般、「歩切り」の違法性及び定義について取りまとめ（別添リーフレット参照）、地方公共団体に対して周知した旨、同省土地・建設産業局建設業課長より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。